

# 伊勢崎市立境剛志小学校いじめ防止基本方針

## I 学校教育目標

心身ともにたくましく、知性と感性に富み、社会の変化に的確に対応できる「生きる力」を身につけた児童の育成

## II 目指す児童像

あいさつ、へんじ、しせい、まなざしに「生きる力」があふれる子ども

## III いじめ防止等の対策に関する基本な考え

### 1 いじめ防止対策の基本理念

- 全ての児童が目標をもち、安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるようにする。
- いじめが、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識しつつ、学校、地域、家庭その他の関係機関との連携の下、いじめの問題を克服することを目指す。

### 2 いじめの認識

- 「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る。」という認識を持つ。
- いじめが生じた場合には、いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。また、いじめめる子どもに対しては、毅然とした対応とねばり強い指導を行う。
- いじめは人権侵害であり、「いじめを絶対に許さない学校」にする。

## IV いじめ防止等のための校内組織(いじめ対策委員会)

### 1 構成員

校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、養護教諭、学年生徒指導担当、スクールカウンセラー

### 2 組織の主な役割

- 学校基本方針に基づく取り組みの実施や、具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- いじめ相談、通報の窓口になり、家庭・地域への周知を図る。
- いじめの疑いに関する情報や児童生徒の問題行動に係る情報の収集と記録、共有を行う。
- いじめの疑いがあった時には緊急会議を開き、いじめ情報の迅速な共有、関係のある児童への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を行う。

## V 未然防止の取組

### 1 居場所作り

#### (1) 学習指導の充実

- 「自己存在感を与える授業」「共感的人間関係を基盤とした授業」「自己決定の場を与える授業」という、生徒指導の3つの機能を活かした授業作りに取り組む。
- 一つのことをやりきれる時間を保障し、学習に対する達成感・成就感を育てる。
- 教師が児童の発言や頑張りを、よさを多面的に認めると共に、児童同士でも認め合える場を設定する。

#### (2) 環境作り

- 一人一人の児童が学級に所属感を持てるような掲示を工夫する。

○学校行事等で、児童が活躍した様子を掲示する。

### (3) 人権教育の充実

人権教育の基盤をなす「常時指導」を授業や給食、清掃、休み時間等、児童が学校で過ごす全ての場面に置いて行い、互いのよさを認め合えるあたたかい学級・学校の雰囲気作りを進める。また、教職員が、児童一人一人の大切さを自覚し、児童をかけがえのない一人の人間として接する。

### (4) 道徳教育の充実

学校の教育活動全体で児童の道徳性を育むと共に、道徳の時間にはいじめの未然防止に関連した道徳的価値について、児童がじっくりと考えを深められるようにする。

## 2 絆作り

(1) 児童が主体的に行う活動をとおして、他者から認められている、他者の役に立っているという「自己有用感」を高め、人と係わることを喜びと感じる場や機会を作る。

(2) 学級活動、児童会活動、クラブ活動、学校行事等で、いじめを題材として取り上げる機会を設けたり、ピア・サポート活動を取り入れたりしながら、よりよい人間関係づくりを構築する。

## 3 学校・家庭・地域等の体制作り

(1) 学校の様子を、学校便り、ホームページ等を利用し、積極的に発信する。

(2) 保護者や地域ボランティアとの交流を通して、学校、児童が地域の方と積極的に係わり、いじめを未然に防ぐ連絡体制を構築する。

## VI 早期発見の取組

### 1 いじめを発見する手立て

(1) 教師と児童との日常の交流を通じた発見

休み時間等の児童の様子や日記等にかかれていた内容に目を配る。

(2) 複数の教員の目による発見

多くの教職員が児童に積極的に関わり、複数の目で児童の様子を把握する。

(3) アンケート調査、教育相談

悩み事を含めたアンケート調査を定期的に行うと共に、定期的な面談の実施だけでなく、児童が希望するときには面談ができる体制を整えておく。

### 2 いじめを訴えることの意義と手段の周知

○いじめを訴えることは、人権と命を守ることにつながる立派な行為であることを日頃から指導していく。

○学校へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

○関係機関（いじめ相談室、市や警察の相談機関等）へのいじめの訴えや相談方法を家庭や地域に周知する。

○匿名で訴えたい気持ちは理解すると共に、早期に確実にいじめを解消するためには、氏名等の情報を得る必要があることを伝え、関係機関は秘密を厳守して、相談者の意向にあった対応をすることを周知する。

## Ⅶ 早期解消の取組

### 1 組織的対応の展開

#### (1) いじめ対策委員会（仮称）の設置

校長・教頭、教務主任、生徒指導主任、教育相談主任、学年主任、養護教諭、スクールカウンセラー等\*事案に応じて、柔軟に編成する。

#### (2) いじめの情報のキャッチ

最初に認知した教職員  
(一人で抱え込まない)

- ・いじめが疑われる言動を目撃
- ・生活ノート等から気になる言葉を発見
- ・児童生徒や保護者からの訴え
- ・「悩みアンケート」から発見
- ・同僚や地域からの情報提供

必ず報告  
独断で判断して、  
解決を焦らない

※時系列に沿って、経過  
の記録を残しておく

生徒指導部会  
生徒指導主任  
学年生徒指導担当

#### いじめ対策委員会

校長 教頭 教務主任 生徒指導主任 養護教諭  
教育相談主任 学年生徒指導担当（学年主任） スクールカウンセラー

#### (3) 3対応方針の決定・役割分担

##### ① 情報の整理

○いじめの態様、関係者、被害者、加害者、周囲の児童生徒の特徴

##### ② 対応方針

- 緊急度の確認「自殺」、「不登校」、「脅迫」、「暴行」等の危険度を確認
- 事情聴取や指導の際に留意すべきことを確認

##### ③ 役割分担

- 被害者からの事情聴取と支援担当
- 加害者からの事情聴取と指導担当
- 周囲の児童生徒と全体への指導担当
- 保護者への対応担当
- 関係機関への対応担当

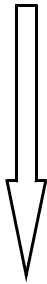
#### (4) 事実の究明と支援・指導

##### ① 事実の究明

いじめの状況、いじめのきっかけ等をじっくり聴き、事実に基づく指導を行えるようにする。聴取は、被害者→周囲にいる者(冷静に状況をとらえている者)→加害者の順に行う。

<事情聴取の際の留意事項>

- いじめられている児童生徒や、周囲の児童生徒からの事情聴取は、人目につかないような場所や時間帯に配慮して行う。
- 安心して話せるよう、その児童生徒が話しやすい人や場所などに配慮する。
- 関係者からの情報に食い違いがないか、複数の教員で確認しながら聴取をすすめる。
- 情報提供者についての秘密を厳守し、報復などが起こらないように細心の注意をはらう。



○聴取を終えた後は、当該児童生徒を自宅まで送り届け、教師が保護者に直接説明する。

<事情聴取の段階ではないこと>

▲いじめられている児童生徒といじめている児童生徒を同じ場所で事情を聴くこと。

▲注意、叱責、説教だけで終わること。

▲双方の言い分を聞いて、すぐに仲直りを促すような指導をすること。

▲ただ単に謝ることだけで終わらせること。

▲当事者同士の話し合いによる解決だけを促すような指導を行うこと。

## (5) いじめの被害者、加害者、周囲の児童への指導

### ① 被害者（いじめられている児童）への対応

<基本的な姿勢>

○いかなる理由があっても、徹底していじめられている児童の味方になる。

○児童の表面的な変化から解決したと判断せず、支援を継続する。

<事実の確認>

○担任を中心に、児童が話しやすい教師が対応する。

○いじめを受けた悔しさやつらさにじっくりと耳を傾け、共感しながら事実を聞いていく。

<支援>

○学校はいじめている側を絶対に許さないことや今後の指導の仕方について伝える。

○自己肯定感の喪失を食い止めるよう、児童生徒のよさや優れているところを認め、励ます。

○いじめている児童生徒との今後の付き合い方など、行動の行方を具体的に指導する。

○学校は安易に解決したと判断せず経過を見守ることを伝え、いつでも相談できるように学校や信頼できる教師の連絡先を教えておく。

▲「君にも原因がある」とか「がんばれ」などという指導や安易な励ましはしない。

<経過観察>

○生活ノートの交換や面談等を定期的に行い、不安や悩みの解消に努める。

○自己肯定感を回復できるよう、授業、学級活動等での活躍の場や、友人との関係づくりを支援する。

### ② 加害者（いじめている児童）への対応

<基本的な姿勢>

○いじめを行った背景を理解しつつ、行った行為に対しては毅然と指導する。

○自分はどうすべきだったのか、これからどうしていくのかを内省させる。

<事実の確認>

○対応する教師は中立の立場で事実確認を行う。

○話しやすい話題から入りながら、うそやごまかしのない事実確認を行う。

<指導>

○被害者の辛さに気付かせ、自分が加害者であることの自覚をもたせる。

○いじめは決して許されないことをわからせ、責任転嫁等を許さない。

○いじめに至った自分の心情やグループ内等での立場を振り返らせるなどしながら、今後の行動の仕方について考えさせる。

○不平不満、本人が満たされない気持ちなどをじっくり聴く。

<経過観察等>

○生活ノートや面談などを通して、教師との交流を続けながら成長を確認していく。

○授業や学級活動等を通して、エネルギーをプラスの行動に向かわせ、よさを認めていく。

### ③ 観衆、傍観者への対応

<基本的な指導>

○いじめは、学級や学年等集団全体の問題として対応していく。

○いじめの問題に、教師が児童とともに本気で取り組んでいる姿勢を示す。

〈事実確認〉

○いじめの事実を告げることは、「チクリ」などというものではないこと、辛い立場にある人を救うことであり、人権と命を守る大切な行為であることを伝える。

〈指導〉

○周囲で、はやし立てていた者や傍観していた者も、問題の関係者として事実を受け止めさせる。

○被害者は、観衆や傍観者の態度をどのように感じていたかを考えさせる。

○これからどのように行動したらよいかを考えさせる。

○いじめの発生の誘引となった集団の行動規範や言葉遣いなどについて振り返らせる。

○いじめを許さない集団づくりに向けた話し合いを深める。

〈経過観察等〉

○学級活動や学校行事等を通して、集団のエネルギーをプラスの方向に向けていく。

○いじめが解決したと思われる場合でも、十分な注意を怠らず、継続して指導を行っていく。

## 2 保護者との連携

### (1) いじめられている児童の保護者との連携

○事実が明らかになった時点で、速やかに家庭訪問を行い、学校で把握した事実を正確に伝える。

○学校として徹底して児童を守り、支援していくことを伝え、対応の方針を具体的に示す。

○対応経過をこまめに伝えるとともに、保護者からの児童の様子等について情報提供を受ける。

○対応を安易に終結せず、経過を観察する方針を伝え、理解と協力を得る。

\* 保護者が不信をもつ対応

▲保護者からの訴えに対し、安易に「うちのクラスにはいじめはない」などと言う。

→事実を調べ、いじめがあれば児童を必ず守る旨を伝える。

▲「お子さんにも問題があるからいじめにあう」などの誤った発言をする。

▲電話で簡単に対応する。

### (2) いじめている児童の保護者との連携

○事情聴取後、児童を送り届けながら家庭を訪問し、事実を経過とともに伝え、その場で児童に事実の確認をする。

○相手の児童の状況も伝え、いじめの深刻さを認識してもらう。

○指導の経過と児童の変容の様子等を伝え、指導に対する理解を求める。

○誰もが、いじめる側にも、いじめられる側にもなりうることを伝え、学校は事実について指導し、よりよく成長させたいと考えていることを伝える。

○事実を認めなかったり、うちの子どもはいじめ加害の中心人物ではないなどとして、学校の対応を批判したりする保護者に対しては、あらためて事実確認と学校の指導方針、教師の児童を思う信念を示し、理解を求める。

\* 保護者が不信をもつ対応

▲これまでの子育てについて批判する。

### (3) 保護者との日常的な連携

○年度当初から、通信や保護者会などで、いじめの問題に対する学校の認識や、対応方針・方法などを周知し、協力と情報提供等を依頼する。

○いじめや暴力の問題発生時には、いじめられる側、いじめる側にどのような支援や指導を行うのか、対応の方針等を明らかにしておく。

### 3 関係機関との連携

○教育委員会、警察、児童相談所、医療機関等の連携

連携を必要とする状況	関係機関
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめの発見状況を報告する。</li> <li>・対応方針について相談したい。</li> </ul>	市町村教育委員会 県教育委員会・教育事務所
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導方針や解決方法について相談したい。</li> <li>・児童生徒や保護者への対応方法を相談したい。</li> </ul>	総合教育センター いじめ・生徒指導相談室
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめによる暴行・傷害事件、恐喝等の刑事事件等が発生している。</li> </ul>	児童相談所 警察、少年育成センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた児童生徒が外傷や心的外傷を負っている。</li> </ul>	医療機関 こころの健康センター
<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒への福祉的・心理的側面からの支援のあり方について相談したい。</li> </ul>	児童相談所 市町村の福祉課等

### 4 出席停止制度の適切な運用

出席停止制度の法的根拠

<p><b>【学校教育法】</b>                      (児童の出席停止)                      第35条 市町村の教育委員会は、次に掲げる行為の一又は二以上を繰り返し行う等性行不良であって他の児童の教育に妨げがあると認める児童があるときはその保護者に対して、児童の出席停止を命ずることができる。</p> <p>一 他の児童に傷害、心身の苦痛又は財産上の損失を与える行為                      二 職員に傷害又は心身の苦痛を与える行為                      三 施設又は設備を損壊する行為                      四 授業その他の教育活動の実施を妨げる行為</p> <p>2 市町村の教育委員会は、前項の規定により出席停止を命ずる場合には、あらかじめ保護者の意見を聴取するとともに、理由及び期間を記載した文書を交付しなければならない。</p> <p>3 前項に規定するもののほか、出席停止の命令の手續に関し必要な事項は、教育委員会規則で定めるものとする。</p> <p>4 市町村の教育委員会は、出席停止の命令に係る児童の出席停止の期間における学習に対する支援その他の教育上必要な措置を講ずるものとする。</p> <p>(準用規定)                      第49条第30条第2項、第31条、第34条、第35条及び第37条から第44条までの規定は、中学校に準用する。この場合において、第30条第2項中「前項」とあるのは「第46条」と、第31条中「前条第1項」とあるのは「第46条」と読み替えるものとする。</p>
---

#### (1) 出席停止の判断基準

- 上記条文に基づき、出席停止の判断する際、下記の①～③がすべてあてはまるかどうか判断する。
- ①学校教育法第35条第1項の各号にあてはまる行為の1又は2つ以上を繰り返し行い、その行為を本人と保護者が認めていること
  - ②学校が可能な限りの教育指導を行っても、問題行動や学校秩序の状況に改善が見られないこと
  - ③出席停止をすることにより、秩序の回復や指導の効果を見通すことができること

## Ⅷ ネット上のいじめへの対応

### 1 未然防止の取組

#### (1) 情報モラル教育の推進

- ネットワークを通じて、他人や社会とよりよい関係を築けるよう、情報を正しく活用するために的確な判断ができる力を身に付けさせる。
- 従来の授業の中に情報モラルの視点を持った学習活動を展開する。
- インターネットを安全かつ効果的に利用するために、次の4つのメディアリテラシーを児童が身に付けられるよう、各教科等で計画的に取り組む。
  - ・判断力・・・利用するサイトが安全か、危険かを判断する力
  - ・自制力・・・どんなサイトか見てみたい、試してみたいという気持ちに負けない力
  - ・責任能力・・・インターネット上での自分の言動に責任を持つ力
  - ・想像力・・・未然に危険を予想・予測したり、相手を傷つけていないかを考えたりする力

#### (2) 講習会等の活用

- ・群馬県中学校非行防止プログラム
- ・携帯・インターネット問題講習会
- ・情報モラル講習会

### 2 早期発見・早期解消の取組

- ネット上の不適切な書き込み等については、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する措置をとる。
  - ・名誉毀損やプライバシー侵害等があった場合は、ただちにプロバイダに連絡する。
  - ・必要に応じて、法務局又は地方法務局の協力を求める。
  - ・児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。
- 早期発見の観点から、学校ネットパトロールを実施するなどネット上のトラブルの早期発見に努める。
- 法務局・地方法務局におけるネット上の人権侵害情報に関する相談の受付など、関係機関の取組についても保護者や児童に周知する。
  - ・困ったときはどこに相談するべきか、教師が把握しておくと共に、児童にも、相談先を教える。

## Ⅸ 重大事態への対応

### 1 重大事態とは

#### (1) いじめにより被害児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事案

児童が自殺を企図した場合、身体に重大な傷害を負った場合、金品等に重大な被害（金銭の強要や器物損壊など）を負った場合、精神性の疾患を発症した場合など

#### (2) いじめにより児童が相当の期間学校を欠席した事案

相当の期間については、年間30日を目安とする。ただし、児童が一定期間（6日以上）連続して欠席しているような場合は、迅速に対応する。

#### (3) その他のいじめ事案

いじめの被害児童または保護者が、精神的被害が重大であると申し立てている事案についても同様に調査を開始する。

### 2 いじめ防止対策推進法に基づく対応

#### (1) 法第28条に基づく調査

事案が重大事態であると判断したときは、同種の事態の発生を防止するため、重大事態調査委員会等を設置し、質問票の使用その他の適切な方法により、事実関係（要因、時期、行為者、態様、背景事情、人間関係、問題点、学校の対応状況など）を明確にするための調査を実施し、いじめを受けた児童及びその保護者に情報を提供するとともに、地方公共団体の長に報告する。

学校が調査主体となる場合は、法第22条の規定に基づき、「いじめ対策委員会」が主体となり、外部から専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係や利害関係を有しない第三者の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保する。

市町村立学校で発生した重大事態については、当該市町村教育委員会で調査を実施する。

（自殺の疑いがある事態が起きた場合は、文部科学省作成の『子どもの自殺が起きたときの緊急対応の手引き』（平成22年3月）、を参考に対応する。）

#### （2）法第30条に基づく再調査

地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、学校や教育委員会の行った調査について再調査を実施する。

### 3 被害児童の保護

#### （1）複数の教職員による保護

被害児童の自殺などの最悪のケースを回避するため、複数の教職員が間断なく見守る体制を構築するほか、被害児童の情報共有を一日複数回実施する。また、被害児童が帰宅した後も、教職員が保護者に電話し、様子を確認するなど、積極的に状況の把握に努める。

#### （2）スクールカウンセラーによるケア

スクールカウンセラーと教職員との情報共有の徹底を図るとともに、スクールカウンセラーによる授業観察などを積極的に実施する。また、被害児童の保護者についても、大きなストレスを感じていることが想定されることから、保護者の心のケアを行うため、積極的にスクールカウンセラーを活用していく。

#### （3）スクールソーシャルワーカー等の活用及び家庭状況の把握

スクールソーシャルワーカーや市町村福祉担当職員と連携し、福祉的な視点から被害児童の家庭状況等を把握する。また、不測の事態を回避するため、保護者と緊密に連携して、被害児童とその家庭を支援する。

#### （4）適応指導教室への通級及び別室登校等の実施

いじめが原因で不登校になっている被害児童の適応指導教室への通級や、被害児童の状況に応じた別室登校の実施など、緊急避難措置を検討・実施する。

### 4 加害児童への対応

#### （1）別室指導の検討

被害児童が安心して学校で学習できる環境を確保するため、加害児童の別室指導を検討する。なお、別室指導の実施にあたっては、事前に教育委員会と十分に協議をおこなう。

#### （2）警察への相談・通報

児童の行為が暴行や金銭の強要など犯罪行為として取り扱われる可能性がある場合は、被害児童を守るとともに、被害の拡大を防止するため、速やかに警察に相談・通報する。また、警察への通報等の学校の考え方について、年度当初の保護者会等で十分に説明し、共通理解を図っておく。

#### （3）懲戒や出席停止

児童の指導を継続的に行っても改善が見られず、他の児童の学習の妨げになる場合には、教育委員会との連携の下、校長による訓告（校長による厳重注意等）を検討する。

#### （4）加害児童とその保護者に対するケア

加害行為の背景に、当該児童生徒が過去に深刻ないじめを受けた時に生じた、心の傷などが原因となっている場合など、必要に応じて、加害児童のケアにも努める。また、加害児童の保護者が子育てに悩みを抱えている場合など、スクールカウンセラー等を活用して保護者のケアにも努めていく。



## 5 教育委員会・関係機関との連携

- (1) 重大事態が発生した際には教育委員会に速やかに報告し、教育委員会と一体となって対応する。
- (2) いじめの原因として児童の家庭に児童虐待等があると疑われる場合は、児童相談所等の福祉機関に速やかに通報する。また、児童に精神疾患等が認められる場合には、スクールカウンセラーの専門的見地からの助言を踏まえつつ、速やかに医療機関に相談する。
- (3) 自殺事案が発生した場合は、群馬県こころの健康センターが派遣する「こころの緊急支援チーム」の活用を図る。

※群馬県こころの健康センター 住所 前橋市野中町368  
電話 (027) 263-1166  
FAX (027) 261-9912

## 6 保護者・地域との連携

### (1) いじめ対策緊急保護者会の開催

憶測や噂などの誤った情報で事態が混乱することを防止するため、教育委員会との連携協力の下、いじめ対策緊急保護者会などを開催し、個人情報に十分配慮した上で、事案の状況や学校の対応などについて説明する。

### (2) P T Aとの連携

P T A役員等が被害及び加害児童の保護者に対して働きかけることが効果的な場合、P T A役員等に情報提供するなど、積極的にP T Aと連携し、必要に応じて協力を依頼する。

### (3) 民生委員・児童委員等との連携

重大事態においては、間断なく児童を見守るため、民生委員・児童委員等の地域人材と積極的に連携し、地域での見守り、巡回などを依頼する。